

「総合的な防衛体制の強化に資する取組に関する質問事項について」に対するご回答

ご連絡いただいております質問事項について、以下のとおり回答いたします。

問1 「枠組みのイメージ」の「緊急時」は何を指すのか。有事(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態)でないとの理解でよいか。

- ・ 「国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合」や「艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合」である。いずれも武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態のような有事は含まない。

問2 「緊急時」の具体例をご教示いただきたい。

- ・ 災害発生時や弾道ミサイル等に対する破壊措置の対応時等の「国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合」と、自衛隊艦船に火災が発生し、消火等の応急措置は行ったものの、更なる航行に向けての安全性を確認するため、艦船を急ぎ接岸させる必要がある場合等の「艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合」を想定している。

問3 「関係者間で連携し、柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める」とは自衛隊等の優先利用を指すのか。

- ・ 緊急性が高い場合において、港湾施設を利用する合理的理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう、港湾管理者が努める、との旨である。これは、自衛隊や海上保安庁の船舶の優先利用を求めるものでなく、平時における一利用者としての自衛隊や海上保安庁の船舶の利用であり、利用の可否の判断も現行の港湾法等の関係法令の解釈を超えるものではなく、通常、港湾管理者が行う判断と変わることはない。

問4 「民生利用に配慮しつつも」とは、「自衛隊等の利用を優先する中で民間船舶の利用にも配慮する」との趣旨ともとられるが、自衛隊等の優先利用を求めるものでない、との考え方との整合性をどう理解すればよいか。

- ・ 一利用者としての自衛隊や海上保安庁の船舶の利用に際し、緊急性が高い場合において、港湾施設を利用する合理的理由があると港湾管理者が認める時に、柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう、港湾管理者が努めるもの。利用の可否の判断も現行の港湾法等の関係法令の解釈を超えるものではなく、通常、港湾管理者が行う判断と変わることはない。

問 5 連絡・調整体制を設け行う意見交換の具体的内容をご教示いただきたい。

- ・ 例えば、関係者で構成される会議体をあらかじめ設置し、早めに自衛隊に係る情報を共有し、課題等について意見交換を行うこと等を検討している。インフラ管理者との間で、緊急性や合理的な理由の有無について協議し、双方がその必要性を認めた場合、例えばバースが埋まっている場合には、他の空いているバースの情報等を御提供いただく、(当該バースを利用予定の)利用者との調整をご支援いただく、場合によっては利用者と自衛隊が直接調整することについてご理解いただくこと等を想定している。

問 6 合意の手續のプロセスや、「方針」の策定と「枠組み」の調整に関する具体的なスケジュールをご教示いただきたい。

- ・ 「円滑な利用に関する確認事項」について、年度末を目途に、国と港湾管理者との間で文書を取り交わすことを想定している。
- ・ その上で、年度末を目途に関係閣僚会議を開催し、「特定利用港湾」となる空港・港湾の名称を記載した「運用・整備方針」を策定して、公表することを予定している。

問 7 本取組の根拠をご教示いただきたい。

- ・ 「特定利用空港・港湾」に係る今般の取組は、国家安全保障戦略(令和4年12月16日閣議決定)に基づき、関係閣僚会議(令和5年8月25日、12月18日及び12月22日)で共有された認識の下進めるもの。
- ・ 本件取組を規定した特別な法律の根拠があるわけではなく、既存の法令下で進めることとしている。

問 8 法的根拠が必要ない理由をご教示いただきたい。

- ・ 本件取組は既存の法令の下で、安全保障等の観点も踏まえながら、適切な空港・港湾の運用について確認するもの。
- ・ 例えば新たな義務を課したり、あるいは権利を制限しようとするものではないことから、特別の法的根拠が必要とは考えていない。

問 9 国の防衛政策のための判断について、予算をちらつかせ地方自治体に合意を迫ることの適切性をご教示いただきたい。

- ・ 本件は国全体の安全保障政策や防衛政策を踏まえた判断や調整を管理者に求めるものではなく、平時における一利用者としての自衛隊や海上保安庁の船舶の利用の円滑化を図る取組である。
- ・ また、利用の可否の判断も現行の港湾法等の関係法令の解釈を超えるものではなく、通常、港湾管理者が行う判断と変わるところはない。

問 10 自衛隊等の優先利用の可能性及びその場合の法的根拠をご教示いただきたい。

- ・ 「円滑な利用に関する枠組み」は自衛隊・海上保安庁の優先利用を前提としたものではなく、港湾法や空港法等の既存の法令に基づき、あくまで関係者間で連携し、柔軟かつ迅速な施設の利用について調整するための枠組みである。

問 11 「運用・整備方針」の位置づけをご教示いただきたい。

- ・ 「運用・整備方針」は、第2回関係閣僚会議資料の「『運用・整備方針の骨子』」にあるように、本件取組の基本的な方針を記載することに加え、「円滑な利用に関する枠組み」に関する調整が整った空港・港湾について、具体的名称を記載することとしている。
- ・ 「運用・整備方針」は、本件取組の基本的な方針等を示すものであり、「特定利用空港・港湾」に係る運用や整備については、既存の法令の下で作成されるものである。

問 12 想定している輸送艦の搭載等や、護衛艦の離接岸等の訓練は、それぞれ、何日間程度を想定しているか、ご教示いただきたい。

- ・ これまで輸送艦の搭載等や、護衛艦の離接岸等の訓練は、概ね1～3日程度で実施してきている。
- ・ 訓練の実施に当たっては、事前に訓練内容、訓練実施日等をインフラ管理者や関係自治体等へ説明している。

問 13 対象となる整備事業箇所をご教示いただきたい。

- ・ 民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁による円滑な利用にも資する事業として、朝日地区における複合一貫輸送ターミナルの整備が該当すると考えている。

問 14 四国地方整備局の署名者はなぜ局長でなく次長であるのか。次長であればどなたか。

- ・ 国土交通省所管会計事務取扱規則において、地方整備局における港湾関係事務に関するものについては、次長(港湾担当)が契約担当官等と定められていることなどを踏まえ、本件に関しては港湾関係事務を所掌する四国地方整備局次長としております。

問 15 民間利用者が予定していた施設利用ができず被害を被った場合、その補償は誰が行うのかご教示いただきたい。

- ・ 自衛隊・海上保安庁が緊急時において、港湾を利用させるために、先に民間事業者に行っていた許可の取り消し処分等を行うかどうかについては、あくまでインフラ管理者の判断であり、国側からインフラ管理者に対し、そのような判断を強制したり、義務付けるものではない。
- ・ その上で、許可の取り消しが必要であるとインフラ管理者が判断し、これにより民間事業者には被害が生じた場合の補償については、個々の事案ごとに、状況を勘案し検討することが必要と考えている。

問 16 自衛隊等の訓練予定が入っているにもかかわらず、前港の都合により、急遽、民間事業者の船舶が高松港への入港を求める場合がある。このような時に、自衛隊等の利用を理由として高松港への入港を断れば、沖待ちのために民間事業者が多大な費用負担を被るとともに、商業港としての信用を失うことになりかねない。そうならないよう、訓練を一時停止するなどの対応が可能か、ご教示いただきたい。

- ・ 港湾の利用にあたっては、港湾法等の既存の法令に基づき、インフラ管理者等と連携し、適切に対応してまいりたいと考えている。

問 17 年度内の合意を見送ることは可能かご教示いただきたい。

- ・ 今年度に円滑な利用に関する枠組みが設けられなかった場合でも、来年度以降も引き続き調整させて頂きたい。

問 18 どのような訓練を想定しているのか、陸上自衛隊第 14 旅団との連動はあるのかご教示いただきたい。

- ・ 港湾を利用した訓練については、例えば、輸送艦等による国民保護のための訓練や部隊の搭載・卸下のための訓練、護衛艦による離岸・接岸の訓練等を想定している。
- ・ 陸上自衛隊第 14 旅団との連動も想定されるが、具体的な訓練内容は、現時点では未定である。

問 19 ジュネーブ条約では、民間の施設は攻撃しないとなっているが、相手が共用港とみなしてジュネーブ条約には反しないと主張したときに、どうするのかご教示いただきたい。

- ・ 何がジュネーブ諸条約第一追加議定書ジュネーブ諸条約第一追加議定書第52条2に規定される「軍事目標」に当たるかについては、実際に武力紛争が生じた場合において、その時点における状況下で判断する必要があるものであり、一概にお答えできないものであると認識している。

問 20 有事の際に高松港を利用することになるのか、ご教示いただきたい。

- ・ 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態のような有事においては、その時の状況に応じて、必要な港湾施設の利用をすることになり、したがって、特定利用港湾の指定を受けるかについては、直接的な関係はない。

問 21 合意しない場合、予算の削減などがあるのか、ご教示いただきたい。

- ・ 特定利用港湾の配分については、あらかじめこれらの予算額を取り置いて、この中から配分するという性格のものではない。
- ・ あくまでも、港湾予算全体の中で、
 - ・ 民生利用のための必要性で判断することを大前提とした上で、
 - ・ 自衛隊・海上保安庁のニーズも踏まえた整備の重要性に配慮して、個々の事業の配分額(箇所付け)を判断していくことになる。その結果として、特定利用港湾の配分が決まることになる。

問 22 防衛3文書を踏まえて指定されるのであれば、高松港が有事の際に攻撃対象になるのではないか。

- ・ 「特定利用空港・港湾」は、新たに自衛隊の基地や駐屯地を設置するといったことを目的とするものではない。
- ・ また、自衛隊・海上保安庁は、これまでも民間の空港・港湾を利用してきています。今回、更なる利用の円滑化を図ることを目的として、インフラ管理者との間で、「円滑な利用に関する枠組み」を設けることとなりますが、そのような枠組みが設けられた後も自衛隊・海上保安庁による平素の利用に大きな変化はなく、そのことのみによって、当該施設が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとはいえない。
- ・ むしろ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶が必要な空港・港湾を平素から円滑に利用できるように、政府全体として取り組むことは、我が国への攻撃を未然に防ぐための抑止力や実際に対応するための対処力を高め、我が国への攻撃の可能性を低下させるものであり、ひいては我が国国民の安全につながるものである。

問 23 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態における港湾の利用調整は、特定公共施設利用法に基づき行われるとのことだが、存立危機事態及び重要影響事態については、同法による枠組みの対象となるのか、平時の港湾法等の枠組みの対象となるのか、ご教示いただきたい。

- ・ 特定公共施設利用法は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態における、港湾や飛行場などの施設の利用調整の枠組みを定めたものであり、法令上、存立危機事態及び重要影響事態については、同法の適用対象外となる。
- ・ 本枠組みでの「緊急性が高い場合」とは大規模災害や北朝鮮による弾道ミサイル技術を使用した発射に対する対応などや船舶・航空機の不測の事態への対応を意味している。いずれにせよ、特定公共施設利用法が対象とする武力攻撃事態または武力攻撃予測事態は除かれ、それ以外の状況については含まれるものであり、どのような状況が該当するかは、個別具体的な状況に即して判断するものと承知。

問 24 既に自衛隊等が訓練を実施している港湾であっても検討の対象となっていないものがあるとのことだが、特定の国や地域への対応を念頭においてものではなく、あらゆる事態を想定しているのであれば、例えば、自衛隊等の艦船が入港可能な港については、全て、この取組みの対象にすべきではないかと考えるが、国の考えをご教示いただきたい。

- ・ 今回の公共インフラ整備の取組は、戦後最も厳しい安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても、自衛隊・海上保安庁が、平時から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設けたものを、「特定利用空港・港湾」とするものである。引き続きこうした考え方に基づき、必要な空港・港湾の選定を行っていきたいと考えている。

問 25 特定利用港湾に指定されることで、有事（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）および平時においても、存立危機事態及び重要影響事態などにおいて、利用される可能性が高まるのか、国の考えをご教示いただきたい。

- ・ 我が国は、戦後最も厳しい安全保障環境の下に置かれており、このような状況を踏まえた対応を実効的に行うためには、平素から自衛隊・海上保安庁が民間の空港・港湾を円滑な利用できるようにすることが重要。かかる観点から、今般、インフラ管理者との間で、「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを「特定利用港湾」とするもの。
- ・ その上で、武力攻撃事態等の各種事態において、自衛隊が利用する港湾については、実際に発生した個々の具体的状況に応じて判断することとなるため、予断を持ってお答えすることは困難であることをご理解いただきたい。